

(旧)

様式3 (記2関係)

申請自動車の走行実施済証及び基準適合証 (その3)

年 月 日

申請自動車の製作者

の氏名又は名称

住 所

申請に係る自動車 (以下「申請自動車」という。) について、次表のとおり、長距離耐久告示第1条に掲げる走行 (装置型式指定規則第2条第18号の申請自動車にあつては、指定基準4.2.) により自動車の一酸化炭素等発散防止装置に生じる機能の劣化と同等以上の劣化を申請自動車の当該装置に生じさせる走行 (台上試験装置を用いて行う試験を含む。) を行ったものであること及び当該走行を行った場合において長距離耐久告示第3条第2号 (装置型式指定規則第2条第18号の申請自動車にあつては、指定基準7.) に掲げる基準に適合しているものであることを証明する。

申請自動車の車名・型式						
原 動 機 の 型 式						
排出ガ スに係 る構造 ・装置	一酸化炭素等発散防止 装置の主な構成部品					
	原動機等の主な仕様					
走行の主な実施場所						
走行の実施期間						
走 行 の 実 施 結 果 等	走行又は試験の別					
	走行又は試験の条件					
	排出ガス測定方法					
	走行距離又は換算走行距離					
	排出ガスの成分	一酸化炭 素	非メタ ン炭化水 素	窒素酸化 物	粒子状物質	
	劣化補正值 (A _A)	(g/km又はg/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	<u>(新設)</u>
	劣化係数(A _{DF})					
初期値 (B)	(g/km又はg/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	<u>(新設)</u>	

走行後推定値 (C)	(g/km又はg/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	<u>(新設)</u>
道路運送車両の保安基準への適合性					
備 考					

(日本産業規格A列4番)

- (注) 1. 「一酸化炭素等発散防止装置」とは、法第41条の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質を減少させる装置をいう。
2. WHTCモード及びWHSCモード法による場合は、両モードそれぞれの値を記入すること。

(新設)

(新)

様式 3 (記 2 関係)

申請自動車の走行実施済証及び基準適合証 (その 3)

年 月 日

申請自動車の製作者

の氏名又は名称

住 所

申請に係る自動車 (以下「申請自動車」という。) について、次表のとおり、長距離耐久告示第 1 条に掲げる走行 (装置型式指定規則第 2 条第 18 号の申請自動車にあつては、指定基準 4.2.) により自動車の一酸化炭素等発散防止装置に生じる機能の劣化と同等以上の劣化を申請自動車の当該装置に生じさせる走行 (台上試験装置を用いて行う試験を含む。) を行ったものであること及び当該走行を行った場合において長距離耐久告示第 3 条第 2 号 (装置型式指定規則第 2 条第 18 号の申請自動車にあつては、指定基準 7.) に掲げる基準に適合しているものであることを証明する。

申請自動車の車名・型式					
原 動 機 の 型 式					
排出ガ スに係 る構造 ・装置	一酸化炭素等発散防止 装置の主な構成部品				
	原動機等の主な仕様				
走行の主な実施場所					
走行の実施期間					
走 行 の 実 施 結 果 等	走行又は試験の別				
	走行又は試験の条件				
	排出ガス測定方法				
	走行距離又は換算走行距離				
	排出ガスの成分	一酸化 炭素	非メタ ン炭化水 素	窒素酸化 物	粒子状物質
	劣化補正值 (A _A)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh) <u>_(#/km 又は #/kWh)</u>
	劣化係数(A _{D F})				
初期値 (B)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh) <u>_(#/km 又は #/kWh)</u>	

	g/kWh)	g/kWh)	g/kWh)	g/kWh)	<u>#/kWh)</u>
走行後推定値 (C)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	(g/ km 又は g/kWh)	<u>(#/km 又は #/kWh)</u>
道路運送車両の保安基準への適合性					
備 考					

(日本産業規格 A 列 4 番)

(注) 1. 「一酸化炭素等発散防止装置」とは、法第 4 1 条の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質を減少させる装置をいう。

2. WHTC モード及び WHSC モード法による場合は、両モードそれぞれの値を記入すること。

3. 粒子状物質欄の劣化補正值、劣化係数、初期値及び走行後推定値欄中、左欄は粒子状物質の排出量を右欄は粒子状物質の粒子数を示す。